



国政参複第 257 号
平成 21 年 3 月 24 日

郵便事業株式会社
代表取締役会長 北村 憲雄 殿

国土交通大臣 金子 一義



警 告 書

今般発生した「ゆうパック」の滞留事案を踏まえ、貴社の経営する貨物利用運送事業の運営実態を確認したところ、下記のとおり、貨物利用運送事業法令の規定に違反する事実が認められた。

貨物利用運送事業者は法令遵守のもとで事業の健全な発達を図り、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することが求められていることから、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置を書面により、平成 21 年 4 月 24 日までに当省あて報告されたい。

なお、改善報告書において改善状況が確認できない場合または改善後に再違反が行われた場合は、特別監査を行う他、事業の停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

第一種貨物利用運送事業（内航運送）として、「ゆうパック」の運送を他の運送事業者（大東海運株）に委託した件において、臨時便開設通知の未送付及び委託先運送事業者の情報伝達の不徹底により、荷受人への配達を滞留させ、確実かつ適切に事業を遂行することができなかつたこと。（貨物利用運送事業法施行規則第 2 条第 1 項違反）